

## 島根県営住宅渡津団地地盤沈下等調査委員会設置要綱

(目的)

第1条 島根県営住宅渡津団地において発生した3号棟の傾斜及び敷地の地盤沈下(以下「地盤沈下等」という。)に係る原因を調査し、必要な対策を検討するため、島根県営住宅渡津団地地盤沈下等調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議及び検討を行う。

- (1) 地盤沈下等の原因を究明するための調査
- (2) 住棟の構造安全性
- (3) 地盤沈下等への対策
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、専門的事項について学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の中から知事が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、平成30年3月30日までとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、その会議に、関係者又は専門的事項について学識経験を有する者その他参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員会は、調査結果を文書で知事に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、土木部建築住宅課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成29年7月26日から施行する。